

執行職職員給与制度改革推進法案 概要

目的

執行職に属する職が国の行政機関における政策決定において中枢的な役割を担うものであり、執行職の職員の給与が当該役割に応じたものでなければならぬにもかかわらず、その給与について、一般職の国家公務員の給与との均衡や国家公務員全体の給与制度の維持が図られており、主権者である国民の理解が得られていないことに鑑み、執行職職員給与制度改革を推進する。

定義

「執行職の職員」とは

- …①内閣総理大臣、②国務大臣、③副大臣、④大臣政務官、⑤内閣官房副長官、⑥内閣総理大臣補佐官、⑦大臣補佐官、⑧内閣危機管理監、⑨国家安全保障局長、⑩デジタル監、⑪人事官

基本理念

執行職職員給与制度改革は、執行職の職員の給与について、執行職の職員が国の行政機関における政策決定において担う中枢的な役割に応じたものとなるようにし、主権者である国民の理解が得られるものとするを基本として行われるものとする。

改革の実施及び目標時期

政府は、基本方針に基づき、執行職職員給与制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後1年以内に、執行職職員給与制度改革推進会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとする。

基本方針

- ・執行職の職員の給与は、その職に応ずるものであり、かつ、国の行政運営の状況、政策の実施の状況等の評価に基づくものでなければならぬものとする。
- ・執行職の職員の給与は、他の国家公務員の給与との均衡及び国家公務員全体の給与制度の維持にとらわれてはならぬものとする。
- ・上記評価が客観的かつ中立公正に行われるよう、政府に、独立した公正な立場において評価を行う評価委員会（行政運営に関し優れた識見を有する者により構成）を置くものとする。

執行職職員給与制度改革推進会議

執行職職員給与制度改革を行うために必要な事項を審議するため、別に法律で定めるところにより、内閣に、執行職職員給与制度改革推進会議（優れた識見を有する者により構成）を置く。

その他

施行期日：公布の日

検討条項：国会議員の歳費の在り方については、この法律の趣旨、国会の地位及び権能等を踏まえ、検討が行われるものとする。